

○第二東京弁護士会会則（抜粋）

第3章 弁護士道徳

第22条の2 弁護士会員は、会則に定めるところにより公益活動等を行う。

○会員の公益活動等に関する会規

（制定 平成4年5月27日会規第3号）

改正 平成13年5月29日会規第1号	改正 平成14年1月15日会規第3号
全部改正 平成15年2月25日会規第3号	改正 平成17年2月23日会規第5号
改正 平成18年5月30日会規第2号	改正 平成18年11月27日会規第5号
改正 平成19年1月11日会規第1号	改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正
改正 平成20年10月1日会規第5号	改正 平成26年1月10日会規第6号
改正 平成27年3月23日会規第6号	改正 平成27年11月17日会規第13号
改正 平成27年11月17日会規第14号	改正 平成29年3月27日会規第3号
改正 令和元年5月28日会規第1号	

（目的）

第1条 この会規は、第二東京弁護士会会則第22条の2、弁護士法人会員会規（平成14年会規第1号）第19条及び外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員会規（昭和62年会規第1号）第3条の2に基づき、弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員が行う公益活動等に関して必要な事項を定める。

（公益活動等の内容）

第2条 公益活動等とは、次に定めるものをいう。

(1) 市民に提供する法律事務としての次の活動

- ア 国選弁護士としての活動
- イ 国選付添人としての活動
- ウ 国選医療観察付添人としての活動
- エ 当番弁護士としての活動
- オ 法律扶助事件に関する活動
- カ 会員の公益活動等に関する実施規則（平成15年規則第12号。以下「実施規則」という。）で定める法律相談の担当者としての活動

(2) 弁護士会活動のうち次の活動

- ア 本会若しくは日本弁護士連合会の会長、副会長、監事若しくは囑託、本会の事務局長、日本弁護士連合会の事務総長若しくは事務次長、関東弁護士会連合会の理事長若しくは副理事長又は本会多摩支部の支部長若しくは副支部長としての活動
- イ 本会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会又は東京三弁護士会の委員会の委員又は幹事としての活動
- ウ 本会の常議員、日本弁護士連合会の代議員若しくは理事又は関東弁護士会連合会の理事としての活動
- エ 弁護士会が運営する仲裁又は裁判外紛争解決（ADR）機関における仲裁人、あっせん人その他の名称のいかんを問わず、仲裁手続、和解あっせん手続若しくは示談あっせん手続を主催する者又はこれらの手続における補助者としての活動